

適合証明業務手数料規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「アウエイ建築評価ネット株式会社適合証明業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、アウエイ建築評価ネット株式会社(以下「当機関」という。)が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(規程の範囲と消費税)

第2条 この規程は、新築住宅と中古住宅のそれぞれ戸建て住宅と共同住宅について規定し、管理組合申請型の「中古マンションらくらくフラット35」、賃貸住宅、リフォームおよびリノベーションについて規定を行う。この規程で取り扱う手数料は全て税抜きとする。

(住宅性能評価の等級)

第3条 本規程において住宅性能評価という場合、次の各項に示す等級を取得するものをいう。

2 新築住宅の一戸建て等の建設住宅性能評価書、設計住宅性能評価書及び住宅性能評価は、省エネルギー等級:2以上及び主要構造部を耐火構造もしくは準耐火構造(省令準耐火構造を含む)とした住宅以外の住宅の場合は劣化対策等級:2以上であること(ただし、すでに当機関の適合証明書が交付されているものはこの限りでない。)

3 新築住宅の共同建の建設又は設計住宅性能評価書は、省エネルギー等級:2以上及び配電管を除く配管設備(給水・排水その他)を構造耐力上主要な部分である壁の内部に埋め込んでいる場合は維持管理対策等級(共用配管):2以上のものであること。

第2章 手数料表

(新築住宅)

第4条 新築住宅の手数料については、表1で規定する。戸建て住宅、共同住宅とも、確認検査の併願申請があるかないか、又、建設評価書活用の有無により区別し、それぞれ優良住宅支援制度の利用の有無別に手数料の算定をおこなう。

又性能評価の併願又は優良住宅申請が同時に行われる場合は、設計検査では対象外で、現場検査のみが対象となる。

(中古住宅)

第5条 中古住宅の手数料については、表2で規定する。一戸建て、共同住宅ともフラット35と財形住宅融資がらみのものは同額とし、リユース住宅のみ区分して設定する。

(中古住宅の一戸建て)

第6条 中古住宅の一戸建てについては、耐火構造、劣化等級の如何を問わず、その住宅が昭和56年6月1日以降の確認検査を受けたものであるか又は昭和58年6月1日以降に竣工した住宅である場合には、適合証明手数料は一律に70,000円(税抜)とし、その住宅が昭和56年6月1日以前の確認検査を受けたものであるか又は昭和58年6月1日以前に竣工した住宅である場合には、耐震評価を行わなければならないので、別に耐震評価費が必要であり、これを20,000円(税抜)と決める。適合証明業務手数料は一律に90,000円(税抜)とする。

2 前項において、フラット35S基準のうち、耐震性・バリアフリー性の審査を含む場合は別途見積もりを行うものとする。

(中古住宅のマンション)

第7条 中古住宅のマンションについては、新築時に検査済証のある物件が対象で、①昭和56年6月1日以降の確認検査を受けたものであるか又は昭和58年6月1日以降に竣工した住宅である場合か、又は②それ以前の物件である場合には、耐震診断により必要な耐震性を有していることを確認しているものもしくは中古住宅ローン減税に係る「耐震基準適合証明書」のあるものが対象となり、適合証明手数料は一律に70,000円(税抜)とする。

2 前項において、フラット35S基準のうち、耐震性・バリアフリー性の審査を含む場合は別途見積もりを行うものとする。

(管理組合申請型マンションの適合証明)

第8条 マンション管理組合による「中古マンションらくらくフラット35」登録用の申請に対して、築年数に関係なく、個別登録か20年型か(新築時の建設住宅性能評価を受けていることが必要)によって区分けをし、基本手数料をそれぞれ70,000円、50,000円(いずれも税抜)とし、戸数ランクにより加算額を設定している。

2 前項において、省エネ対策4等級の設計評価住宅、長期優良住宅、省エネ対策等級4又は住宅事業主の判断基準に適合しているフラット35の住宅については、審査

は不要である。

(賃貸住宅)

第9条 賃貸住宅の適合証明手数料については、**表4**に定める。設計審査、竣工現場検査とも性能評価又は確認検査の併願申請の状況により、金額を制定している。

(リフォーム住宅)

第10条 リフォーム住宅については、**表5**に定める。フラット35か、25年の財形融資かによって区分し、賃貸住宅と同様、性能評価又は確認検査の併願申請の状況により、金額を制定している。

(リノベーション住宅)

第11条 リノベーション住宅については、**表6**に定める。一戸建て、共同住宅とも戸あたりとし、金額を設定している。

第3章 雑則

(現場検査よりの手数料)

第12条 当機関以外で設計検査合格通知されたものの、中間現場検査以降からの当機関への申請は、現場検査申請手数料額に、一戸建て等、共同建て、それぞれ手数料を加算する。

(再検査等の手数料)

第13条 再検査・再調査の場合は、新築・中古の別を問わず、別途手数料を加算する。

2 当機関の実施者が現場に行ったが立会人の不在など申請者の責に帰すべき事由で検査ができなかった場合は、前項に示す手数料と同額の追加手数料を加算する。

(手数料の減額)

第14条 当機関は、第4条から前条第1項までに定める手数料の額を、種々の状況を勘案して減額することができる。

(遠隔地の場合の手数料)

第15条 当機関は、中間及び竣工現場検査（第13条にいう再検査等を含む）又は、中古住宅の現地調査において、当機関の拠点から現場までの距離に応じ、別途出張費等を加算請求することができる。

(適合証明書の再発行手数料)

第 16 条 適合証明書の再発行手数料は、一通につき一律 5,000 円（税抜）とする。

(手数料の納入時期)

第 17 条 申請者は本規程に定める手数料は、全て各段階における申請時に納入しなければならないものとする。

2 当機関は、申請内容や事情勘案により、手数料の納入時期を変更することができる。

(手数料の納入方法)

第 18 条 申請者は、すべて当機関の指定する銀行口座に手数料を振り込むものとする。

2 前項において、振込料については、すべて申請者の負担とする。

(手数料の返還)

第 19 条 収納した手数料については、原則として返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事情により適合証明業務が実施できなかった場合は、この限りでない。

附則

(適用期日)

この適合証明業務手数料規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(改訂)

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 12 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。

新築住宅(フラット35・財形融資)の検査手数料

アウエイ建築評価ネット株式会社
(税抜金額)

(表1)

区分		設計検査		中間検査	竣工検査
戸建住宅	一般	優良住宅以外	30,000円	20,000円	25,000円
		優良住宅	35,000円	20,000円	25,000円
	確認併願	優良住宅以外	10,000円	16,500円	16,500円
		優良住宅	21,000円	16,500円	16,500円
	建設評価書活用	優良住宅以外	-	-	10,000円
		優良住宅	-	-	10,000円
	竣工済特例	優良住宅以外	-	-	45,000円
		優良住宅	-	-	50,000円

- ※ 一次エネルギー消費量の審査が必要な場合、設計検査料金、又は竣工済特例の竣工検査料に15,000円を加算した額とする。
- ※ 当機関にて低炭素、BELS等を取得し、基準を満たすことが確認出来る場合、設計検査料は、5,000円とする。
- ※ 許容応力度計算等の審査が必要な場合、設計検査料に10,000円を加算する。
- ※ フラット35Sを適用する基準を2項目以上選択する場合、設計検査料に1項目毎 10,000円を加算する。
- ※ フラット単独で検査を実施する場合の出張料金、および再検査、キャンセル料金は、別途定める確認検査業務出張費規程及び確認検査業務手数料規程による。
- ※ フラット35、フラット35Sの竣工特例で5営業日以内の検査を実施する場合、料金に5,000円を加算する。

区分		設計検査		中間検査	竣工検査
共同住宅	一般	優良住宅以外	40,000円+3,000N	40,000円+3,000N	40,000円+3,000N
		優良住宅	50,000円+3,000N	50,000円+3,000N	50,000円+3,000N
	確認併願	優良住宅以外	30,000円+3,000N	30,000円+3,000N	30,000円+3,000N
		優良住宅	35,000円+3,000N	35,000円+3,000N	35,000円+3,000N
	建設評価書活用	優良住宅以外	-	-	10,000円
		優良住宅	-	-	10,000円
	竣工済特例	優良住宅以外	-	-	50,000円+3,000N
		優良住宅	-	-	60,000円+3,000N

Nは、住戸数

- ※ 戸数が5戸以下の場合、戸数は5戸にて計算する。
- ※ 一次エネルギー消費量の審査が必要な場合、設計検査の審査料に戸あたり3,000円を加算した額、竣工済特例の時、竣工検査の審査料に戸当たり3,000円を加算した額とする。
- ※ 当機関にて低炭素、BELS等を取得し、基準を満たす事が確認出来る場合、別途見積もりとする。
- ※ フラット単独で検査を実施する場合の出張料金、および再検査、キャンセル料金は、別途定める確認検査業務出張費規程及び確認検査業務手数料規程による。
- ※ 再発行手数料は5,000円(税抜)とする。
- ※ 金額は、税抜とする。ただし、交付時点の消費税率を適用する。消費税が改定された場合には、改定後の税率とする。

- ※ 「優良住宅」とは、フラット35S(性能評価タイプ) の場合を指し、「優良住宅以外」とは、通常のフラット35及び財形融資等の場合を指す。

中古住宅（フラット35・財形住宅融資）適合証明手数料

アウエイ建築評価ネット株式会社

共通	1 次の各表に定めのないことについては、別途協議とする。
	2 県外等の遠隔地の場合は、別に遠隔地加算手数料が必要になります。(別表)
	3 建築確認日がS56.5.31以前(表示登記の原因及びその日付の場合はS58.3.31以前)の物件は、耐震評価費20,000円(税抜)が加算されます。

(税抜金額)

(表2)

	一戸建て・中古		共同建て・中古(一戸建て)	
	区分	手数料	手数料	区分
1	フラット35(★)	70,000円	70,000円/戸	フラット35 一般申請
2	財形住宅融資 リユースプラス住宅	70,000円	70,000円/戸	財形・リユースプラス
3	(リユース住宅)	(60,000円)	(50,000円)/戸	(リユース住宅)

建設評価活用の場合は、40,000円/戸とする。

(注) ① (★)には、優良住宅支援制度のフラット35S(性能評価タイプ)及びフラット35S(中古タイプ)によるものを含みます。

一次エネルギー消費量の審査が必要な場合、設計検査料金、又は竣工済特例の竣工検査料金に15,000円を加算した額とする。

により基準 適合の確認ができない場合は、現地調査費10,000円(税抜)が加算されます。

(例:バリアフリー性や更新対策)

管理組合申請対応 適合証明手数料

(表3) 住棟単位の適合証明 (マンション管理組合の「中古マンションらくらくフラット35」登録用)手数料

	区分	基本手数料	加算額	
1	個別登録コース (築年数は問わない)	70,000円/棟	～30戸	30,000円
			～100戸	50,000円
2	20年登録コース (新築時の建設住宅性能評価書 取得物件)	50,000円/棟	～200戸	75,000円
			～300戸	100,000円
			300戸超	120,000円

(注) ① 本取り扱いは、住棟単位で登録証明書を取得して、マンション管理組合みずからが住宅金融支援機構に 登録するものです。登録されたマンションは、同機構のHPIに「中古マンションらくらくフラット35」として掲載され、以後、利用するフラット35(中古住宅)の適合証明手続きが省略化されます。

② フラット35Sは、(中古タイプ)(開口部断熱を除く)のみ適用されます。

③ 一棟300戸超の場合は、一律120,000円(税抜)が加算されます。

賃貸住宅 適合証明手数料

(表4)

区分	設計審査	竣工現場検査	合計
性能評価を等当機関に申請	10,000円/棟	10,000円/棟	20,000円/棟
確認検査を当機関に申請	23,800円/棟	21,000円/棟	44,800円/棟
確認検査を他機関に申請	60,000円/棟	40,000円/棟	100,000円/棟

リフォームの適合証明手数料

(表5)

区分	財形リフォーム	機構リフォーム	出張費
確認検査が不要の場合	18,000円/棟	36,000円/棟	要
確認検査を当機関に申請	18,000円/棟	36,000円/棟	要
確認検査を他機関に申請	68,600円/棟	86,600円/棟	要

リノベーションの適合証明手数料

(表6)

区分	基本手数料	出張費
一戸建て、共同建て	100,000円/戸	要

(注) ① 当機関にて低炭素、BELS等を取得し、基準を満たす事が確認出来る場合、別途見積りとする。

② 優良住宅の検査基準を追加する場合は、基本手数料に1項目あたり10,000円を加算した額とします。

※ フラット単独で検査を実施する場合の出張料金、および再検査、キャンセル料金は、別途定める確認検査業務出張費規程及び確認検査業務手数料規程による。